第Ⅲ章　土石の堆積に関する許可・届出

3.1　土石の堆積の許可

3.1.1　許可を要する土石の堆積

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

第 30 条　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第 39 条まで及び第 55 条第１項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

（条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第 32 条　都道府県は、第 30 条第１項の許可について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができる。

【政令】

（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

第 25 条

２　法第 19 条第１項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一　高さが５メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 1500 平方メートルを超えるもの

二　前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 3000 平方メートルを超えるもの

（許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第 28 条

２　法第 30 条第１項の政令で定める規模の土石の堆積は、第 25 条第２項各号に掲げるものとする。

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内で行う以下の土石の堆積について、工事主は、着手前に市長の許可を受ける必要があります。

ただし、「3.1.2　災害の発生のおそれがないと認められるもの（許可・届出を要しない土石の堆積）」に該当する土石の堆積については、市長の許可を受ける必要はありません。

なお、仙台市の条例に、法第 32 条に基づく規定（土石の堆積の許可を要する規模を法定規模未満とする規定）はありません。

［許可を要する土石の堆積］

① 規定の高さ及び面積を超えるもの

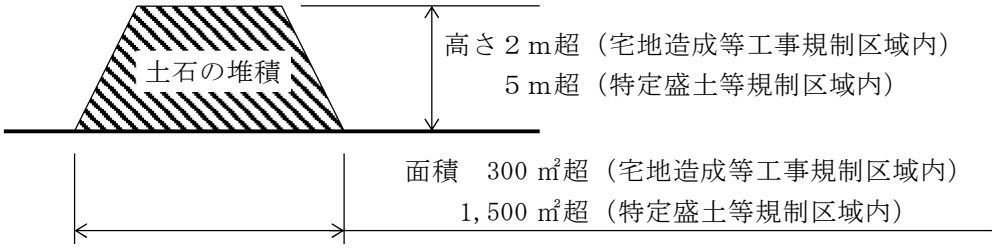

図 3.1　規定の高さ及び面積を超える土石の堆積

（注）特定盛土等規制区域内において、面積 300 ㎡を超え、かつ高さ２ｍを超える土石の堆積を行う場合は、土石の堆積に関する届出が必要です。詳細は「3.2　土石の堆積の届出」を参照してください。

② 厚さ 30cm を超える土石の堆積が規定の面積を超えるもの

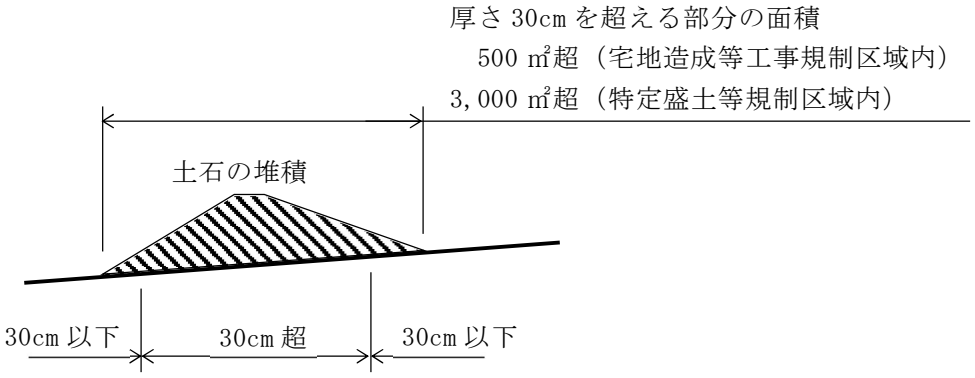

図 3.2　規定の面積を超える土石の堆積

（注）特定盛土等規制区域内において、厚さ 30cm を超える部分の面積が 500 ㎡を超え 3,000 ㎡以下の土石の堆積を行う場合は、土石の堆積に関する届出が必要です。詳細は「3.2 土石の堆積の届出」を参照してください。

3.1.2　災害の発生のおそれがないと認められるもの（許可・届出を要しない土石の堆積）

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第 27 条　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の 30 日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

第 30 条　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第 39 条まで及び第 55 条第１項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

【政令】

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第５条　法第 12 条第１項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

五　前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第 27 条　法第 27 条第１項ただし書の政令で定める工事は、第５条第１項各号に掲げるものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第 29 条　法第 30 条第１項ただし書の政令で定める工事は、第５条第１項各号に掲げるものとする。

【省令】

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第８条　令第５条第１項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

十　次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ　令第４条第一号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 平方メートルを超えないもの

ロ　令第４条第二号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30 センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値）を超えないもの

ハ　工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

（1）許可・届出を要しない土石の堆積

法第 12 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項に基づく許可若しくは法第 27 条に基づく届出を要しない土石の堆積は、以下のいずれかに該当する土石の堆積です。

① 公共施設用地において土石を堆積する行為
② 土石の堆積を行う土地の面積が 300 ㎡を超えないもの
③ 土石の堆積の厚さが 30cm を超えないもの
④ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積で、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するものであり、以下のアからオのすべてを満たすもの
ア）「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積です。その際、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。
イ）「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指し、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。
ウ）「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。
エ）「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
オ）土石の堆積の期間は、原則として本体工事の期間中としますが、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事が決まっていて、搬出先の関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続する場合は、搬出先への搬入日までを含むものとします。
⑤ 試験、検査等のための試料の堆積
⑥ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
⑦ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの
⑧ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積（主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等について、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合を除く）

（2）工事の施行に付随して行われる土石の堆積に関する留意事項

「（1）許可・届出を要しない土石の堆積」で「④ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積で、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」に該当する土石の堆積については、許可を要しない条件に合致することを客観的に確認できるようにするために、本体工事の施行に付随して土石を堆積している事実とともに、本体工事の名称、管理者の所属、氏名及び連絡先並びに土砂の堆積期間を記した看板を土石の堆積場所の公衆が見やすい場所に掲示してください。

3.1.3 許可申請の手続き

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

（許可の特例）

第 15 条　国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第 12 条第１項の許可があったものとみなす。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

第 30 条　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第 39 条まで及び第 55 条第１項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

（許可の特例）

第 34 条　国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第 30 条第１項の許可があったものとみなす。

【条例】

（手数料）

第６条　法第 12 条第１項又は第 30 条第１項の許可の申請をしようとする者は、申請１件につき、次の表の上欄に掲げる工事の種類の区分及び同表の中欄に掲げる宅地造成等を行う土地の面積の区分に応じ、同表の下欄に定める額の手数料を納付しなければならない。（表略）

２　法第 16 条第１項又は第 35 条第１項の許可を申請しようとする者は、申請１件につき、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める額（その変更が当該各号の２以上に該当するときは、当該２以上の各号に定める額を合算した額（その合算した額が前項の表に定める額のうち最も高い額を超えるときは、その額））の手数料を納付しなければならない。

一　宅地造成等に関する工事の計画の変更（次号に掲げる変更のみであるものを除く。）　工事の種類の区分及び宅地造成等を行う土地の面積（同号に掲げる変更を伴う場合にあっては変更前の宅地造成等を行う土地の面積、宅地造成等を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の宅地造成等を行う土地の面積）の区分に応じ、前項の表に定める額に 10 分の１を乗じて得た額

二　宅地造成等を行う新たな土地の編入に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更　工事の種類の区分及び当該土地の面積の区分に応じ、前項の表に定める額

三　その他の変更　１万円

３　（略）

４　前３項の手数料は、申請の際に徴収する。

５　市長は、申請に係る工事が次の各号のいずれかに該当する場合には、第１項から第３項までの手数料を免除することができる。

一　公共団体又は公共的団体が行う宅地造成等に関する工事で公益上必要があると市長が認め

るもの
二　災害による被災者が自己の居住の用に供する住宅を建築するために行う宅地造成等に関する工事

【市規則】

（協議）

第13条　法第15条第１項又は第34条第１項の協議をしようとする者は、宅地造成等に関する工事に係る協議書の正本及び副本に省令第７条又は第63条に規定する図書のほか、第４条各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の協議が成立したときは、当該協議をした者に同項の副本に所要事項を記載して通知するものとする。

（手数料の免除申請）

第16条　条例第６条第５項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、免除を受けようとする事由を記載した手数料免除申請書を市長に提出しなければならない。

（申請書等の提出部数）

第17条　法、政令、省令、条例及びこの規則の規定により市長に提出する図書の部数は、これらの規定により指定されているものを除き、１部とする。

（1）申請手続きの流れ

土石の堆積に関する工事の許可申請から事業完了に至るまでの概ねの流れは下図のとおりです。

工事の許可を受けた後に工事計画に変更が生じた場合は、下図に加えて変更許可申請又は変更届が必要となります。また、工事着手後に工事を中止する場合又は中止した工事を再開する場合は、下図に加えて中止届又は再開届の提出が必要となります。

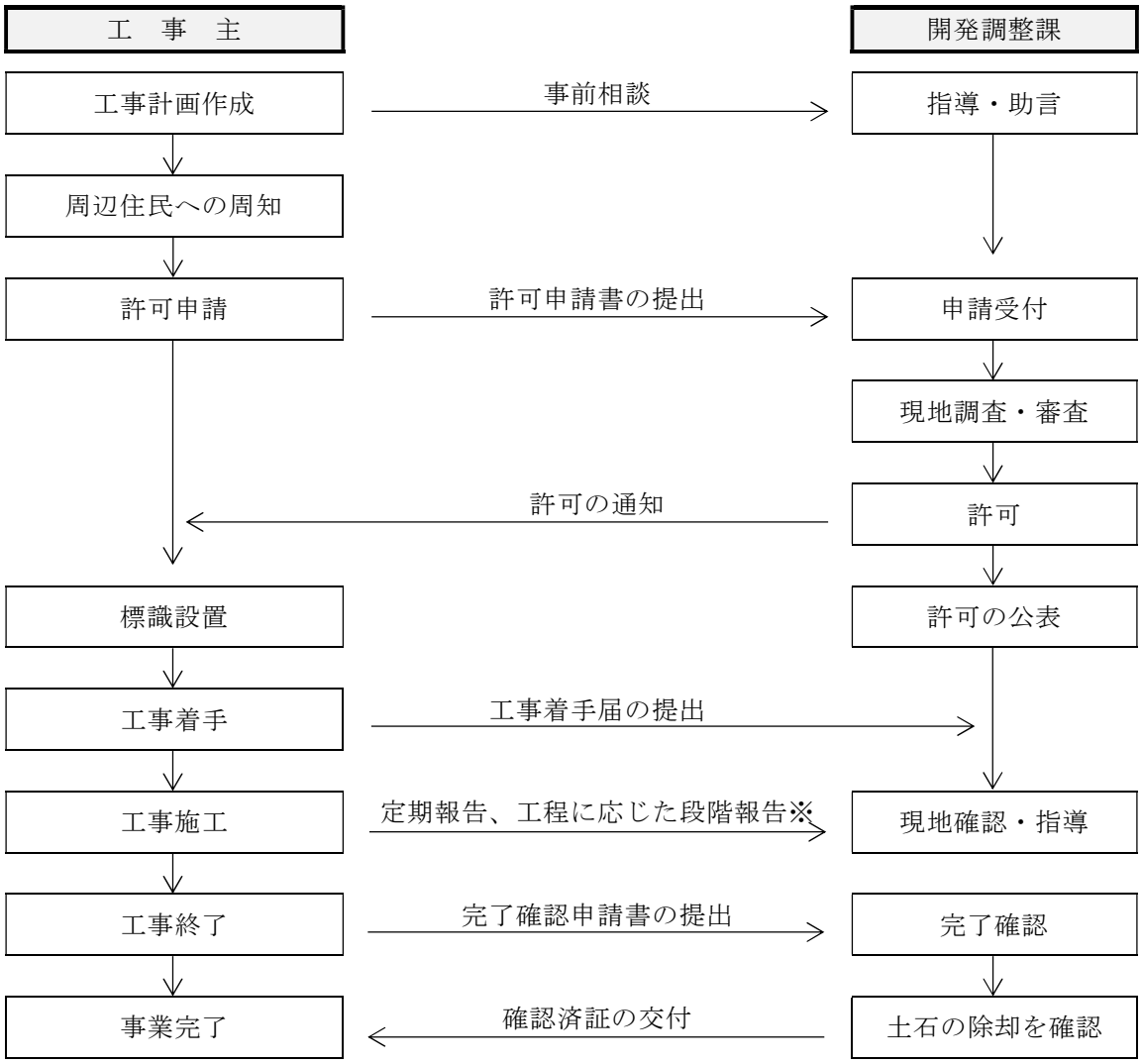

※工程に応じた段階報告は、対象となる工程を含む場合に実施します。

図 3.3　許可申請手続きの流れ

（２）申請に必要な書類

申請にあたっては、以下の書類を作成し、申請資料一式をＡ４判ファイルに綴じて、２部（正本及び副本）提出してください。

申請に係る図面は、設計者の所属及び氏名を記入した上で、原則としてＡ３判（Ａ４Ｚ折り）で作成し、図面以外の書類はＡ４判で作成してください。

表 3.1　許可申請書類一覧（図面及び計算書等以外の書類）

番号	許　可　申　請　書　類		様　式	備考
1	土石の堆積に関する工事の許可申請書		様式第３号	
2	工事主の委任状			※１
3	工事主の印鑑証明書又は印鑑登録証明書の原本			※１
4	設計者の資格証明書			※２
5	土地の権利者の同意に関する書類	地図証明書（土石を堆積しようとする土地及び隣接地の地目、地積並びに所有者名、方位、土石を堆積しようとする土地の区域堺を明示。土石を堆積しようとする土地の区域堺と筆界が一致する場合は赤実線で、土石を堆積する区域を土地の一部とするために区域堺と筆界が一致しない部分は赤破線で明示）（原本及び複製したものに記載でもよい）		
		土地に関する権利者の一覧（土石を堆積しようとする土地の区域内に限る）	様式第５号	
		土地の登記事項証明書の原本（土石を堆積しようとする土地の区域内に限る）		
		土石を堆積しようとする土地の区域内における権利の同意書		※３
		土石を堆積しようとする土地の区域内における権利者の印鑑証明書又は印鑑登録証明書の原本		※３
6	周辺住民への周知に関する書類	周知範囲を記した位置図		※４
		周知に使用した資料		※４
		工事予定地への掲示状況を写した写真及び掲示場所が分かる位置図、インターネットへの掲載資料		※５
		住民等から寄せられた意見・質問の内容及び回答を記した資料		
7	申請者資力及び信用に関する書類	工事主の氏名及び住所を証する以下のいずれかの書類 ア）住民票の写し イ）個人番号カードの写し（申請日時点で有効であるもの、個人番号は黒塗りすること。） ウ）ア又はイに類するもの		※６
		法人の登記事項証明書の原本		※７
		代表権を持つ役員の氏名及び住所を証する以下のいずれかの書類 ア）住民票の写し イ）個人番号カードの写し（申請日時点で有効であるもの、個人番号は黒塗りすること。） ウ）ア又はイに類するもの		※７
		所得税の納税証明書（直前３年分）		※６

		法人税の納税証明書（直前３年分）		※７
		市税の滞納がないことの証明書（直前３年分）		
		事業経歴書	様式第６号	
		誓約書	様式第８号	
		資金計画書	様式第４号	
８	工事施行者の能力に関する書類	法人の登記事項証明書の原本		
		建設業許可又は更新を受けたことを証する書面の写し（申請日の時点で有効であるもの）		※８
		工事経歴書	様式第７号	
９	現地写真（土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真）			

※１　許可申請業務を第三者に委任する場合に添付する必要があります。

※２　「3.1.7 設計者資格（１）設計資格を要する工事」に該当する場合に添付する必要があります。

※３　工事主以外で土地に関する権利を有する者がいる場合に添付する必要があります。

※４　説明会の開催又は書面の配布により周辺住民に周知した場合に添付する必要があります。

※５　工事予定地への掲示及びインターネットへの掲載により周辺住民に周知した場合に添付する必要があります。

※６　工事主が個人である場合に添付する必要があります。

※７　工事主が法人である場合に添付する必要があります。

※８　主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等において、商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合は、添付不要です。

表 3.2　許可申請書類一覧（図面）

番号	図面の種類	明示すべき事項	縮　尺	備　考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図 （現況平面図） （土地の求積図）	・方位及び土地の境界線 ・現況地盤高 ・土石を堆積しようとする土地の区域堺（赤線で明示）	1/2,500 以上	等高線は２ｍの標高差を示すものとする
3	土地の平面図 （計画平面図） （土石を堆積する場所の求積図）	・方位及び土地の境界線 ・土石を堆積しようとする土地の区域堺（赤線で明示） ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置（申請書と照合できるように番号を記載） ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容（申請書と照合できるように番号を記載） ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容（申請書と照合できるように番号を記載） ・堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容（土石を堆積しようとする地盤の勾配が 10 分の１を超える場合に限る）	1/2,500 以上	断面図と照合できるように断面図を作成した箇所に記号を付すこと
4	土地の断面図 （計画断面図）	・土石を堆積しようとする土地の地盤面及び地盤高 ・堆積する土石の高さ及び法面勾配 ・空地の幅	1/2,500 以上	
5	堆積した土石の崩壊を防止するための措置に関する詳細図	・土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物に用いる材料の種類、位置及び寸法 ・土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する地盤の標高に応じた地質及び標準貫入試験のＮ値に相当する値 ・土石の堆積を行う面の標高 ・堆積する土石の高さ及び法面勾配	1/50 以上	※１
6	堆積した土石の周囲に設ける鋼矢板等の詳細図	・鋼矢板等の材料の種類、位置及び寸法 ・土石を堆積しようとする土地の地盤高 ・堆積する土石の高さ及び法面勾配	1/50 以上	※２

※１　土石を堆積しようとする地盤の勾配が 10 分の１を超える場合に添付する必要があります。

※２　空地の確保に代えて堆積した土石の周囲に鋼矢板等を設ける場合に添付する必要があります。

表 3.3　許可申請書類一覧（計算書等）

番号	計算書等の種類	明示すべき事項	備考
1	地盤改良等の検討結果	土石を堆積する土地の地盤改良等に関する検討結果	※1
2	地質調査結果	土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物又は鋼矢板等を設置する場所の地質調査結果	※2 ※3
3	土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物の構造計算書	構造の概要、構造計画、応力算定等	※2
4	鋼矢板等の構造計算書	構造の概要、構造計画、応力算定等	※3

※1　土石の堆積により地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときに添付する必要があります。

※2　土石を堆積しようとする地盤の勾配が 10 分の 1 を超える場合に添付する必要があります。

※3　空地の確保に代えて堆積した土石の周囲に鋼矢板等を設ける場合に添付する必要があります。

（3）申請書類に使用する公的証明書の発行日

公的証明書の発行日は以下のとおりとします。

表 3.4　公的証明書の発行日一覧

番号	証明書の種類	発行日
1	登記事項証明書、地図証明書、住民票、税関係証明書、その他の証明書（印鑑証明書及び印鑑登録証明書を除く）	申請日の前3か月以降
2	申請者の印鑑証明書又は印鑑登録証明書	委任日の前3か月以降
3	土石を堆積しようとする土地に関する権利者の印鑑証明書又は印鑑登録証明書	同意日の前3か月以降

（4）申請書の提出先

仙台市　都市整備局　建築宅地部　開発調整課

（5）標準処理期間

仙台市行政手続条例（平成7年3月 16 日仙台市条例第1号）第4条に基づく標準処理期間として、申請のあった日から許可までに要する標準的な日数は、原則として 14 日以内です。

なお、閉庁日及び申請者が申請内容の補正又は変更に要する日数は、この日数に含みません。

（6）申請手数料

申請時には、条例に基づき下表の手数料を本市に納める必要があります。

ただし、以下の①又は②のいずれかに該当する場合は手数料を免除できます。免除を受ける場合は、免除を受けようとする事由を記載した手数料免除申請書を提出してください。

① 公共団体又は公共的団体が行う宅地造成等に関する工事で公益上必要があると市長が認めるもの

② 災害による被災者が自己の居住の用に供する住宅を建築するために行う宅地造成等に関する工事

表 3.5　新規許可申請手数料一覧

	宅地造成等を行う土地の面積	手数料の額
土石の堆積に関する工事	500㎡以内	9,000円
	500㎡を超え1,000㎡以内	11,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	13,000円
	2,000㎡を超え3,000㎡以内	16,000円
	3,000㎡を超え5,000㎡以内	23,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	26,000円
	10,000㎡を超え20,000㎡以内	32,000円
	20,000㎡を超え40,000㎡以内	44,000円
	40,000㎡を超え70,000㎡以内	60,000円
	70,000㎡を超え100,000㎡以内	90,000円
	100,000㎡を超える	111,000円

（7）許可申請書における記載事項の補足

① 工事の目的

土石を堆積させる目的を具体的に記載してください。特定の工事に付随して土石の堆積を行う場合は、特定の工事の名称、工事場所及び工事期間を含めて記載してください。

② 工事完了予定年月日

工事完了とは、堆積された全ての土石が除去され、かつ土石を堆積させるために設置した鋼矢板等の全ての工作物が除去された状態をいいます。

本市では土石の堆積について許可できる期間を最長５年としています。工事完了予定年月日は、工事着手年月日から５年以内とし、原則としてその間に全ての土石の除去を終えてください。

以下の理由により５年を超過して堆積する場合には、工事完了予定年月日に達する前（「3.5　変更の許可等」の変更届により工事完了予定年月日を変更している場合は、変更後の工事予定完了年月日に達する前）に変更許可を受ける必要があります。

ア） 主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等において、商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合

イ） 主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等において、商品又は製品である土石を堆積する場合

ウ）その他のやむを得ない理由

③ 工程の概要

搬入開始時期、搬入終了時期、搬出開始時期、搬出終了時期及び年ごとの搬入・搬出量等を記載してください。

（８）国又は県等の特例

国、県又は本市が行う土砂の堆積（災害の発生のおそれがないと認められるものを除く）については、本市（都市整備局　建築宅地部　開発調整課）との協議が成立したことをもって、土石の堆積の許可があったものとみなします。

3.1.4 資力・信用

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条

２　都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

二　工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

第 30 条

２　都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

二　工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第７条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 12 条第１項の許可を受けようとする者は、別記様式第２の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

七　許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第 16 条第３項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

八　許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ　登記事項証明書

ロ　役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

九　別記様式第３の資金計画書

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請）

第 63 条　特定盛土等に関する工事について、法第 30 条第１項の許可を受けようとする者は、別記様式第２の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一　第７条第１項第一号から第十一号までに掲げる書類

許可の審査においては、工事主に土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があるかを確認しますので、以下の書類を申請書に添付してください。

（１）工事主が個人である場合

以下の①から⑥までの全ての書類を添付してください。

① 工事主の氏名及び住所を証する以下のいずれかの書類

ア）住民票の写し

イ）個人番号カードの写し（申請日時点で有効であるもの、個人番号は黒塗りすること。）

ウ）ア又はイに類するもの

② 資金計画書

③ 直前３年分における所得税の納税証明書（原本）

④ 本市に納付すべき個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税の滞納がないことを証する直前３年分の証明書（原本）

⑤ 工事主の事業経歴書

⑥ 工事主が以下のいずれにも該当しないことの誓約書

ア）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ）本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ウ） 法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

エ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

オ）暴力団員等がその事業活動を支配する者

（２）工事主が法人である場合

以下の①から⑦までの全ての書類を添付してください。

① 法人の登記事項証明書の原本

② 代表権を持つ役員の氏名及び住所を証する以下のいずれかの書類

ア）住民票の写し

イ）個人番号カードの写し（申請日時点で有効であるもの、個人番号は黒塗りすること。）

ウ）ア又はイに類するもの

③ 資金計画書

④ 直前３年の事業年度における法人税の納税証明書（原本）

⑤ 本市に納付すべき個人市民税（当該法人が仙台市市税条例第 22 号の規定により特別徴収義務者に指定されている場合に限る）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税の滞納がないことを証する直前３年分の証明書（原本）

⑥ 工事主の事業経歴書

⑦ 工事主が以下のいずれにも該当しないことの誓約書

ア）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ）本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ウ） 法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

エ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

オ）暴力団員等がその事業活動を支配する者

カ）上記イに該当する者が役員を務める法人の代表者

3.1.5　工事施行能力

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条

２　都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

三　工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

第 30 条

２　都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

三　工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。

許可の審査においては、工事施行者に土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があるかを確認しますので、以下の書類を申請書に添付してください。

ただし、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等において、商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合は、②の添付は不要です。

① 法人の登記事項証明書の原本
② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定による建設業の許可又は同条第３項の規定による更新を受けたことを証する書面（申請日及び着手予定日の時点で有効であるもの）の写し
③ 工事経歴書

3.1.6　権利者の同意

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条

２　都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

四　当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第２条第１項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

第 30 条

２　都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

四　当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第２条第１項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

【政令】

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第５条

２　法第 12 条第２項第四号（法第 16 条第３項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第２条第１項に規定する土地区画整理事業

二　土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 26 条第１項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業

三　都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第２条第一号に規定する第１種市街地再開発事業

四　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）第２条第四号に規定する住宅街区整備事業

五　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第 49 号）第２条第五号に規定する防災街区整備事業

六　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）第２条第３項に規定する地域福利増進事業のうち同法第 19 条第１項に規定する使用権設定土地において行うもの

（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第 29 条

２　法第 30 条第２項第四号（法第 35 条第３項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、第５条第２項各号に掲げるものとする。

許可の審査においては、土石の堆積に関する工事をしようとする土地に関する全ての権利者の同意が得られているかを確認します。

土地に関する所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権及び採石権等、使用並びに収益を目的とする全ての権利が対象となり、土地が保全処分の対象となっている場合には、その保全処分をした者を含みます。

また、土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合は、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明をもって、同意を得られる見込みがあるものとみなします。ただし、この場合は、当該公共機関と土地の貸付け等に係る契約締結等を行った後、速やかに契約書等の写しを提出してください。

なお、以下に示す事業については、土石の堆積の申請に関して同意を得る必要はありません。

① 土地区画整理法による土地区画整理事業
② 土地収用法の告示に係る事業
③ 都市再開発法による第１種市街地再開発事業
④ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
⑤ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業
⑥ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による地域福利増進事業のうち使用権設定土地において行うもの

3.1.7　設計者資格

【法】

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第 13 条

２　前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等）

第 31 条

２　前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

【政令】

（資格を有する者の設計によらなければならない措置）

第 21 条　法第 13 条第２項（法第 16 条第３項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　高さが５メートルを超える擁壁の設置

二　盛土又は切土をする土地の面積が 1500 平方メートルを超える土地における排水施設の設置

（設計者の資格）

第 22 条　法第 13 条第２項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

一　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正７年勅令第 388 号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して２年以上の実務の経験を有する者であること。

二　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限３年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して３年以上の実務の経験を有する者であること。

三　前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して４年以上の実務の経験を有する者であること。

四　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して７年以上の実務の経験を有する者であること。

五　主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

（資格を有する者の設計によらなければならない措置等）

第 31 条　法第 31 条第２項（法第 35 条第３項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める措置は、第 21 条各号に掲げるものとする。

２　法第 31 条第２項の政令で定める資格は、第 22 条各号に掲げるものとする。

【省令】

（設計者の資格）

第 35 条　令第 22 条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

一　土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 19 条第一号トに規定する講習を修了した者

二　前号に掲げる者のほか主務大臣が令第 22 条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【市規則】

（設計資格者登録）

第５条　政令第 22 条各号に掲げる資格を有する者は、市長の登録を受けることができる。

２　前項の登録（以下「設計資格者登録」という。）を受けようとする者は、宅地造成等に関する工事の設計資格者登録申請書に履歴書及び履歴を証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請があったときは、次条第１項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を設計資格者登録簿（第９条第１項第四号において「登録簿」という。）に登録するものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　本籍、住所、氏名及び生年月日

三　前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

４　市長は、前項の規定による登録をしたときは、省令第７条第１項第五号に掲げる書類として市長に提出することができるものとして、宅地造成等に関する工事の設計資格者登録証を当該登録の申請者に交付するものとする。

５　前項の宅地造成等に関する工事の設計資格者登録証（第７条第１項及び第２項の規定により再交付を受けたものを含む。以下「設計資格者登録証」という。）の交付を受けた者は、当該設計資格者登録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

宅地造成等規制法施行令第 17 条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

昭和 37 年３月 29 日 建設省告示第 1005 号
最終改正
令和５年５月 26 日 農林水産省、国土交通省告示第４号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

一　学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に１年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して１年以上の実務の経験を有する者

二　技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門

（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
三　建築士法による一級建築士の資格を有する者
四　前三号に掲げる者のほか、主務大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 35 条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

（1）設計資格を要する工事

以下のいずれかに該当する工事の許可申請においては、政令に定める資格を有する者の設計による必要があります。

① 高さが５ｍを超える擁壁の設置
② 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 ㎡を超える土地における排水施設の設置

（2）設計者の資格

政令に定める設計者の資格は下表のとおりです。

表 3.6　設計者資格一覧

番号	学　歴	実務経験	資格等
1	大学で土木又は建築に関する課程を修めて卒業した者	土木又は建築の技術に関して２年以上	不問
2	短期大学（専門職大学の前期課程を含む）で土木又は建築に関する修業年限３年の課程（夜間において授業を行うものを除く）を修めて卒業（専門職大学の前期課程にあっては修了）した者	土木又は建築の技術に関して３年以上	不問
3	短期大学（本表の１又は２に該当する場合を除く）又は高等専門学校で土木又は建築に関する課程を修めて卒業した者	土木又は建築の技術に関して４年以上	不問
4	高等学校又は中等教育学校で土木又は建築に関する課程を修めて卒業した者	土木又は建築の技術に関して７年以上	不問
5	不問	土木又は建築の技術に関して 10 年以上	国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習を修了した者
6	大学（短期大学を除く）の大学院又は専攻科に１年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した者	土木又は建築の技術に関して１年以上	不問
7	不問	不問	以下の技術士第二次試験に合格した者 （ ）内は選択科目を示す。 ・建設部門 ・農業部門（農業農村工学、農業土木） ・森林部門（森林土木）

			・水産部門（水産土木） ・林業部門（森林土木）
8	不問	不問	一級建築士

（3）宅地造成等に関する工事の設計資格者登録

政令で定める資格を有する方は、宅地造成等に関する工事の設計資格者として市長の登録を受けることができます。登録を希望する方は、所定の申請書に必要書類を添付して申請してください。登録された方には、宅地造成等に関する工事の設計資格者登録証が交付されます。

なお、改正前の仙台市宅地造成等規制法等の施行に関する規則第６条第１項の規定により市長の登録を受けた方については、改正後の市規則第５条第１項に規定する市長の登録を受けたものとみなします。

また、政令で定める資格を有する者であることについて、宮城県知事の登録を受け、その旨を証する書類の交付を受けたときは、当該書類を省令第７条第１項第５号に掲げる書類とみなします。

設計資格者登録証を紛失したり、登録事項に変更が生じた場合には開発調整課調整係にご相談ください。

【申請先】仙台市 都市整備局 建築宅地部 開発調整課 調整係

3.2　土石の堆積の届出

3.2.1　届出を要する土石の堆積

【法】

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第 27 条　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の 30 日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

（変更の届出等）

第 28 条　前条第１項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の 30 日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

【政令】

（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第 27 条　法第 27 条第１項ただし書の政令で定める工事は、第５条第１項各号に掲げるものとする。

特定盛土等規制区域内で以下の土石の堆積に関する工事を行う場合に、工事主は、工事に着手する日の 30 日前までに、工事の計画を市長に届け出る必要があります。

ただし、「3.1.2　災害の発生のおそれがないと認められるもの（許可・届出を要しない土石の堆積）」に該当する土石の堆積については、市長に届け出る必要はありません。

［届出を要する土石の堆積］

① 規定の高さ及び面積を超えるもの

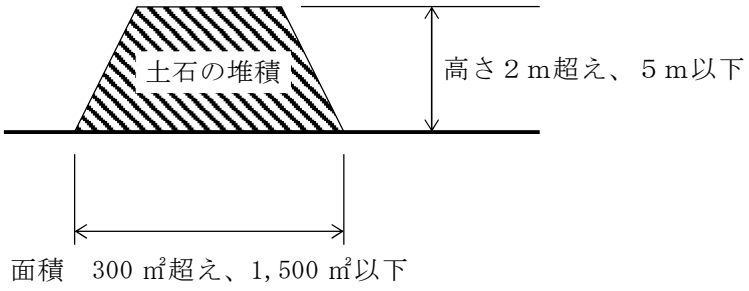

図 3.4　規定の高さ及び面積を超える土石の堆積

（注）特定盛土等規制区域内において、面積 1,500 ㎡を超え、かつ高さ５ｍを超える土石の堆積を行う場合は、土石の堆積に関する許可が必要です。詳細は「3.1.1　許可を要する土石の堆積」を参照してください。

② 厚さ 30cm を超える土石の堆積が規定の面積を超えるもの

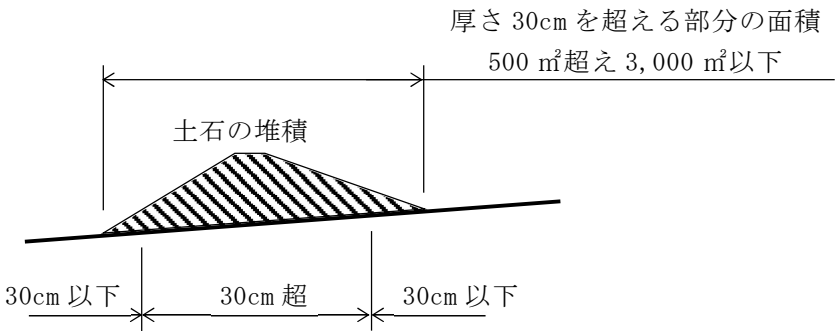

図 3.5　規定の面積を超える土石の堆積

（注）特定盛土等規制区域内において、厚さ 30cm を超える部分の面積が 3,000 ㎡を超える土石の堆積を行う場合は、土石の堆積に関する許可が必要です。詳細は「3.1.1　許可を要する土石の堆積」を参照してください。

3.2.2 届出の手続き

【法】

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第 27 条　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の 30 日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

（変更の届出等）

第 28 条　前条第１項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の 30 日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

（軽微な変更）

第 38 条

２　土石の堆積に関する工事について、法第 16 条第１項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二　工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

（軽微な変更）

第 68 条

２　土石の堆積に関する工事について、法第 35 条第１項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第 38 条第２項第各号に掲げるものとする。

（１）届出書の提出先

仙台市　都市整備局　建築宅地部　開発調整課

（２）届出書の提出期限

工事に着手する日の 30 日前

（３）届出に必要な書類

届出にあたっては、以下の書類を提出してください。

届出に係る図面は原則としてＡ３判（Ａ４Ｚ折り）で作成し、図面以外の書類はＡ４判で作成してください。

表 3.7　特定盛土等規制区域内における土石の堆積に係る届出書類一覧（図面以外の書類）

番号	届　出　書　類	様　式	備考
1	土石の堆積に関する工事の届出書	様式第 30 号	
2	工事主の委任状		※1
3	工事主の氏名及び住所を証する以下のいずれかの書類 ア）住民票の写し イ）個人番号カードの写し（届出日時点で有効であるもの、個人番号は黒塗りすること。） ウ）ア又はイに類するもの		※2
4	法人の登記事項証明書の原本		※3
5	代表権を持つ役員の氏名及び住所を証する以下のいずれかの書類 ア）住民票の写し イ）個人番号カードの写し（届出日時点で有効であるもの、個人番号は黒塗りすること。） ウ）ア又はイに類するもの		※3
6	現地写真（土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真）		

※1　許可申請業務を第三者に委任する場合に添付する必要があります。
※2　工事主が個人である場合に添付する必要があります。
※3　工事主が法人である場合に添付する必要があります。

表 3.8　特定盛土等規制区域内における土石の堆積に係る届出書類一覧（図面）

番号	図面の種類	明示すべき事項	縮　尺	備　考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図 （現況平面図） （土地の求積図）	・方位及び土地の境界線 ・現況地盤高 ・土石を堆積しようとする土地の区域堺（赤線で明示）	1/2,500 以上	等高線は２ｍの標高差を示すものとする
3	土地の平面図 （計画平面図） （土石を堆積する場所の求積図）	・方位及び土地の境界線 ・土石を堆積しようとする土地の区域堺（赤線で明示） ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置（届出書と照合できるように番号を記載） ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容（届出書と照合できるように番号を記載） ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容（届出書と照合できるように番号を記載） ・堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容（土石を堆積しようとする地盤の勾配が 10 分の１を超える場合に限る）	1/2,500 以上	断面図と照合できるように断面図を作成した箇所に記号を付すこと
4	土地の断面図 （計画断面図）	・土石を堆積しようとする土地の地盤面及び地盤高 ・堆積する土石の高さ及び法面勾配 ・空地の幅	1/2,500 以上	

（３）申請書類に使用する公的証明書の発行日

公的証明書の発行日は、「表 3.4　公的証明書の発行日一覧」のとおりです。

（４）届出書における記載事項の補足

① 工事の目的

土石を堆積させる目的を具体的に記載してください。特定の工事に付随して土石の堆積を行う場合は、特定の工事の名称、工事場所及び工事期間を含めて記載してください。

② 工事完了予定年月日

工事完了とは、堆積された全ての土石が除去され、かつ土石を堆積させるために設置した鋼矢板等の全ての工作物が除去された状態をいいます。

本市では土石の堆積期間を最長５年としています。工事完了予定年月日は、工事着手年月日から５年以内とし、原則としてその間に全ての土石の除去を終えてください。

以下の理由により５年を超過して堆積する場合には、工事完了予定年月日に達する前に変更届を提出してください。

ア） 主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等において、商品

又は製品の原材料となる土石を堆積する場合

イ） 主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等において、商品又は製品である土石を堆積する場合

ウ）その他のやむを得ない理由

③ 工程の概要

搬入開始時期、搬入終了時期、搬出開始時期、搬出終了時期及び年ごとの搬入・搬出量等を記載してください。

（5）変更手続き

届出に係る工事の計画を変更するときは、変更後の工事に着手する 30 日前までに以下の書類を提出する必要があります。

なお、以下の変更について届け出る必要はありません。

① 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

「氏名若しくは名称」の変更とは、個人の場合は戸籍に記載された氏名の変更をいい、法人の場合は、法人の名称又は代表者の変更をいいます。既に届出した者を別な者に変更する場合は変更届の対象になります。

② 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更）

届出不要なものは、変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）が変更前の工事予定期間を超えないものに限ります。変更後の工事予定期間が変更前の工事予定期間を超えるものについては、変更届の対象になります。

表 3.9　特定盛土等規制区域内における土石の堆積の変更に係る届出書類一覧

番号	変　更　届　出　書　類	様　式	備考
1	土石の堆積に関する工事の変更届出書	様式第 32 号	
2	工事主の委任状		※
3	「表 3.8　特定盛土等規制区域内における土石の堆積に係る届出書類一覧（図面）」のうち、変更をしようとする部分に係る図面		
4	現地写真（変更をしようとする部分の状況を明らかにする写真）		

※　変更の届出業務を第三者に委任する場合に添付する必要があります。

3.2.3　土石の堆積の届出に係る勧告等

【法】

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第 27 条

３　都道府県知事は、第１項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から 30 日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

４　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（変更の届出等）

第 28 条

３　前条第２項から第４項までの規定は、第１項の規定による届出について準用する。

市長が災害の防止のために必要があると認めるときは、届出を受理した日から 30 日以内に限り、工事計画の変更その他必要な措置をとるように勧告することがあります。

勧告を受けた工事主は、勧告に従い、速やかに必要な措置をとる必要があります。

正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかった場合に市長が措置命令を発することがあります。

3.3 土石の堆積に関する技術的基準

【法】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条

２　都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一　当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第 13 条　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第１項ただし書に規定する工事を除く。第 21 条第１項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

第 30 条

２　都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一　当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等）

第 31 条　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第１項ただし書に規定する工事を除く。第 40 条第１項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

【政令】

（土石の堆積に関する工事の技術的基準）

第 19 条　法第 13 条第１項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一　堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が 10 分の１以下である土地において行うこと。

二　土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。

三　堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が 10 分の１以下であるものに限る。）を設けること。

イ　堆積する土石の高さが５メートル以下である場合　当該高さを超える幅の空地

ロ　堆積する土石の高さが５メートルを超える場合　当該高さの２倍を超える幅の空地

四　堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。

五　雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必

要な措置を講ずること。
2　前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）
第 30 条
2　法第 31 条第１項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準については、第 19 条及び第 20 条第２項の規定を準用する。

【省令】
（堆積した土石の崩壊を防止するための措置）
第 32 条　令第 19 条第１項第一号（令第 30 条第２項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 10 分の１以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

（柵その他これに類するものの設置）
第 33 条　令第 19 条第１項第四号（令第 30 条第２項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

（土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置）
第 34 条　令第 19 条第２項（令第 30 条２項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。
一　堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
二　次に掲げる全ての措置
イ　堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
ロ　堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置
2　前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

（１）技術的基準の適用

土石の堆積の実施にあたっては、以下の例規及びマニュアル等による技術的基準を満たすものとし、申請時点で最新のものを適用してください。また、これらに示されていない事項については、一般的に認められている他の技術的指針等を参考にしてください。

① 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
② 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
③ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第３号）
④ 仙台市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する条例（平成 12 年仙台市条例第 18 号）
⑤ 仙台市宅地造成及び特定盛土等規制法等の施行に関する規則（平成元年仙台市規則第 97 号）
⑥ 盛土等防災マニュアル（国土交通省都市局、農林水産省農村振興局、林野庁）

⑦ 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会）
⑧ 開発行為・宅地造成等工事許可申請の手引き（仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課）

（２）土石の堆積の基本的な考え方

土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土の崩壊防止に資する技術的基準を適用することは適当ではないことから、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないよう空地や措置を設けることを基本とします。

堆積箇所の選定にあたっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、周辺への安全性を確保できるよう検討する必要があります。

（３）土石の堆積の設計・施工上の留意事項

土石の堆積の設計・施工にあたっては、次の各事項に留意することが大切です。

① 原地盤の処理

現地踏査、土質調査等によって堆積の基礎となる原地盤の状態を適切に把握してください。土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講じる必要があります。

② 計画

ア）地盤の勾配と空地の確保

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は 10 分の１以下を原則とし、周辺の安全確保を図るために、以下の空地を確保してください。ただし、「（４）堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置」により、堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止できる場合は、この限りではありません。

・堆積する土石の高さが５ｍ以下の場合は、当該高さを超える幅の空地の設置
・堆積する土石の高さが５ｍを超える場合は、当該高さの２倍を超える幅の空地の設置

イ）柵の設置

土石を堆積する土地には、関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示した柵を設置してください。

ウ）側溝の設置

雨水その他の地表水を有効に排除できるように、堆積した土石の周囲に側溝を設置してください。

エ）運搬経路の確保

堆積する土石の安全な運搬経路を確保してください。

③ 土石の受け入れ

堆積する土石を受け入れる際には、土石が計画の材質であることを確認してください。

（4）堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

堆積する土石の高さに応じた空地を設けない場合や土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が 10 分の 1 を超える場合は、堆積した土石の流出等を防止することを目的として以下の措置を講じる必要があります。

① 地盤の勾配が 10 分の 1 を超える場合の措置

土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 10 分の 1 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物の設置その他の措置により堆積した土石の崩壊を防止します。

措置の選定にあたっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定する必要があります。

② 空地を設けない場合の措置

空地を設けない場合は、以下のいずれかにより対策を講じます。

ア）鋼矢板等の設置

堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置します。設置する鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造である必要があります。

イ）安定勾配による堆積と地表水の侵入防止措置

堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度以下とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水が侵入することを防ぎます。

③ 設計・施工方法

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設計・施工にあたっては、土石の最大堆積時に発生する土圧等に対して、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置に求められる性能に応じた安全性の検討が必要です。

3.4　住民への周知

【法】

（住民への周知）

第 11 条　工事主は、次条第１項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（住民への周知）

第 29 条　工事主は、次条第１項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

【省令】

（住民への周知の方法）

第６条　法第 11 条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第７条第２項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市（以下この条及び次条第１項において「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第１項の中核市（以下この条及び次条第１項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

一　宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。

二　宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。

三　宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

四　前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

（住民への周知の方法）

第 62 条　法第 29 条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、第６条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合にあっては、同項第一号に掲げる方法により行うものとする。

【条例】

（住民への周知の方法）

第３条　宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第３号。以下この条、第６条第３項及び第８条第２項において「省令」という。）第６条又は第 62 条の規定により、省令第６条第３号に掲げる方法による措置を行うときの当該措置の期間は、30 日以上となるように努めなければならない。

許可を申請する前に、工事主は、周辺住民に土石の堆積の内容を周知する必要があります。周知の範囲及び方法等は次のとおりです。

（1）周知範囲

① 平地における土石の堆積

勾配 1/10 以下の平坦地における土石の堆積については、以下のアからウまでの全てを包含する範囲を周知範囲とします。

ア）土石を堆積する部分の境界（法尻）から堆積する最大高さに対して２倍の水平距離の範囲（図 3.6）

イ）土石を堆積する土地の隣接地

ウ）土石を堆積する土地が含まれる町内会の範囲

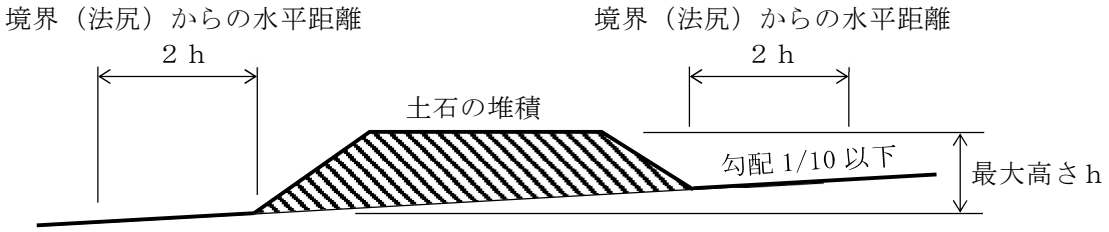

図 3.6　平地における土石の堆積に係る水平距離の考え方

② 傾斜地における土石の堆積

勾配 1/10 超の傾斜地盤上における土石の堆積については、以下のアからエまでの全てを包含する範囲を周知範囲とします。

ア）土石を堆積する部分の法尻から堆積する最大高さに対して２倍の水平距離の範囲（図 3.7）

イ）堆積する土石の法肩から勾配 1/5 で斜め下方に引いた線と地盤面が交わる点までの範囲（図 3.7）

ウ）土石を堆積する土地の隣接地

エ）土石を堆積する土地及びアからウまでのいずれかの土地が含まれる町内会の範囲

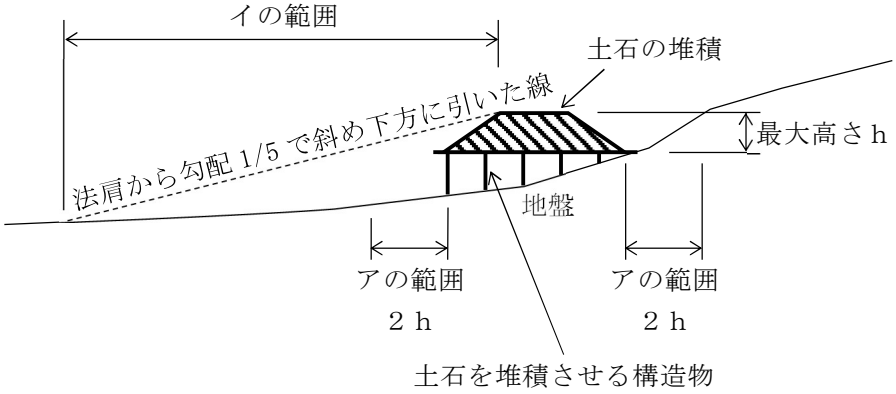

図 3.7　傾斜地における土石の堆積に係る水平距離の考え方

（２）周知方法

周知方法は、以下の①から③までのいずれかによるものとします。

① 土石の堆積についての説明会の開催

説明会の案内先は、上記周知範囲の住民及び事業者を基本としますが、その他の関係者も出席しやすいように配慮するものとします。

② 土石の堆積の内容を記した書面の配布

書面は、上記周知範囲の住民及び事業者等に対して配布することを基本としますが、工事主の意向により、その他の関係者への配布を制限するものではありません。

③ 堆積予定地への掲示及びインターネットへの掲載

土石を堆積する土地又はその周辺の公衆が見やすい場所に土石の堆積の内容を記した「図 3.8　土石の堆積に関する事前周知の標識」を掲示するとともに、同様の内容をインターネットで公衆が閲覧できる場所に掲載してください。なお、許可の申請を行う日の 30 日前から掲示及び掲載するよう努めなければなりません。

（３）周知内容

周知すべき内容は、以下のとおりです。

① 工事主の氏名
② 工事予定地の所在地
③ 工事施行者の氏名
④ 土石の堆積の最大堆積高さ
⑤ 土石の堆積を行う土地の面積
⑥ 土石の堆積の最大堆積土量
⑦ 工事の目的
⑧ 工事着手予定時期
⑨ 工事完了予定時期
⑩ 工事に関する問合せ先

（４）申請書への添付資料

許可申請にあたっては、以下の資料を添付するものとします。

① 周知範囲を記した位置図（説明会の開催又は書面の配布による場合）
② 周知に使用した資料（説明会の開催又は書面の配布による場合）
③ 堆積予定地への掲示状況を写した写真及び掲示場所が分かる位置図、インターネットへの掲載資料（堆積予定地への掲示及びインターネットへの掲載による場合）

④ 住民等から寄せられた意見・質問の内容及び回答を記した資料

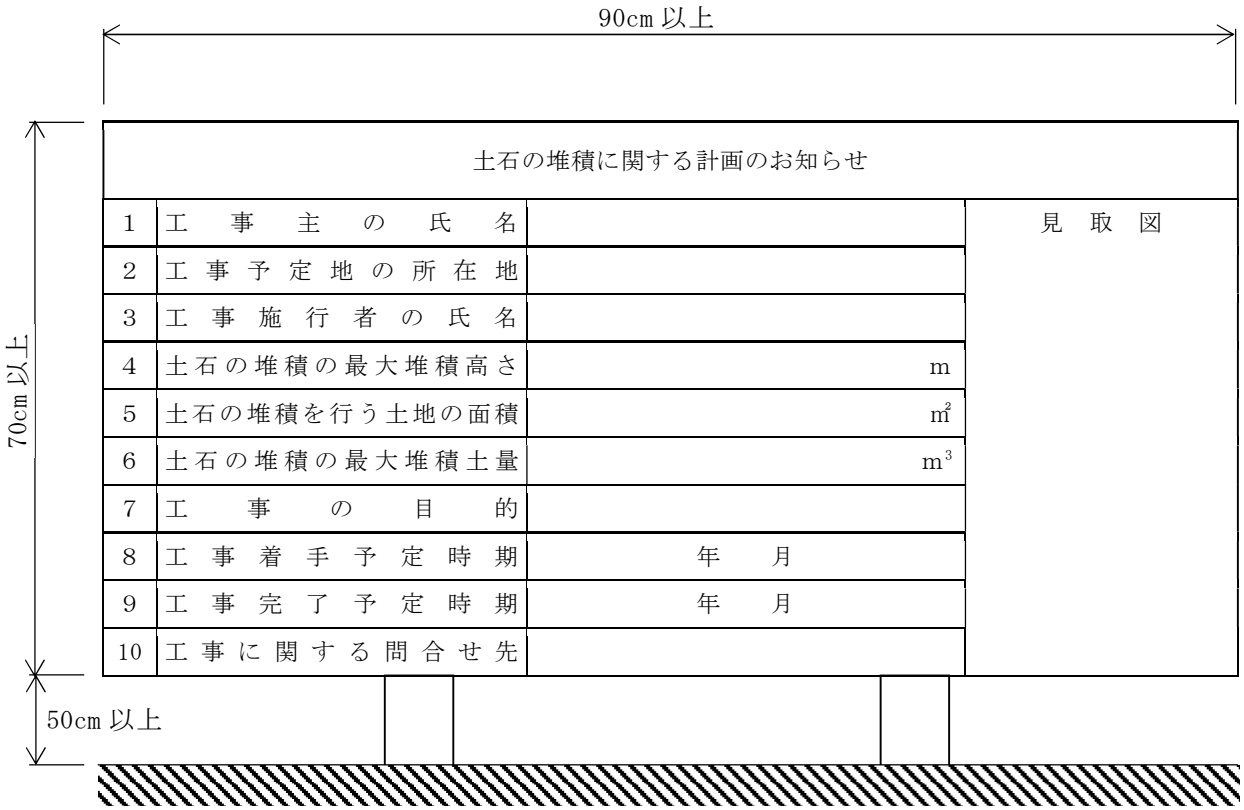

図 3.8　土石の堆積に関する事前周知の標識

［注意］

1　1欄の工事主又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　10欄の工事に関する問合せ先が個人であるときは氏名を、法人であるときは当該法人の名称を記入し、問合せ先の電話番号、電子メールアドレス又はインターネット上における問合せフォームのアドレス等を合わせて記入してください。

3.5　変更の許可等

【法】

（変更の許可等）

第 16 条　第 12 条第１項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

２　第 12 条第１項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

３　第 12 条第２項から第４項まで、第 13 条、第 14 条及び前条第１項の規定は、第１項の許可について準用する。

４　第１項又は第２項の場合における次条から第 19 条までの規定の適用については、第１項の許可又は第２項の規定による届出に係る変更後の内容を第 12 条第１項の許可の内容とみなす。

（変更の許可等）

第 35 条　第 30 条第１項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

２　第 30 条第１項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

３　第 30 条第２項から第４項まで、第 31 条から第 33 条まで及び前条第１項の規定は、第１項の許可について準用する。

４　第１項又は第２項の場合における次条から第 38 条までの規定の適用については、第１項の許可又は第２項の規定による届出に係る変更後の内容を第 30 条第１項の許可の内容とみなす。

【省令】

（軽微な変更）

第 38 条

２　土石の堆積に関する工事について、法第 16 条第１項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二　工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

（軽微な変更）

第 68 条

２　土石の堆積に関する工事について、法第 35 条第１項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第 38 条第２項第各号に掲げるものとする。

【市規則】

（軽微な変更の届出）

第 12 条　法第 16 条第２項又は第 35 条第２項の規定による届出は、宅地造成等に関する工事の軽微変更届出書を市長に提出することにより行うものとする。

（1）変更許可申請

許可を受けた計画を変更する場合（軽微な変更を除く）に、工事主は市長から変更の許可を受ける必要があります。

変更許可の申請にあたっては、以下の書類を作成し、申請資料一式をＡ４判ファイルに綴じて、２部（正本及び副本）提出してください。

添付する図面及び計算書等は、「表 3.2　許可申請書類一覧（図面）」又は「表 3.3　許可申請書類一覧（計算書等）」のうち、変更をしようとする部分に係るものを作成してください。

変更許可申請に係る図面は原則としてＡ３判で作成し、図面以外の書類はＡ４判で作成してください。

なお、以下の①及び②については、軽微な変更として市長に変更を届け出るものとし、変更の許可を受ける必要はありません。

① 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

「氏名若しくは名称」の変更とは、個人の場合は戸籍に記載された氏名の変更をいい、法人の場合は、法人の名称又は代表者の変更をいいます。許可を受けた者を別な者に変更する場合は、変更の許可を受ける必要があります。

② 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

届出対象は、変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）が許可を受けた工事予定期間を超えないものに限ります。変更後の工事予定期間が許可を受けた工事予定期間を超えるものについては、変更の許可を受ける必要があります。

表 3.10　変更の許可申請に係る書類一覧（図面及び計算書等以外の書類）

番号	変更許可申請書類		様式	備考
1	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書		様式第 10 号	
2	工事主の委任状			※1
3	工事主の印鑑証明書又は印鑑登録証明書の原本			※1
4	土地の権利者の同意に関する書類	地図証明書（土石を堆積しようとする土地及び隣接地の地目、地積並びに所有者名、方位、土石を堆積しようとする土地の区域堺を明示。土石を堆積しようとする土地の区域堺と筆界が一致する場合は赤実線で、土石を堆積する区域を土地の一部とするために区域堺と筆界が一致しない部分は赤破線で明示）（原本及び複製したものに記載でもよい）		
		土地に関する権利者の一覧（土石を堆積しようとする土地の区域内に限る）	様式第５号	
		土地の登記事項証明書の原本（土石を堆積しようとする土地の区域内に限る）		※2
		土石を堆積しようとする土地の区域内における権利の同意書		※3
		土石を堆積しようとする土地の区域内における権利者の印鑑証明書又は印鑑登録証明書の原本		※3
6	申請者資力及び信用に関する書類	工事主の氏名及び住所を証する以下のいずれかの書類 ア）住民票の写し イ）個人番号カードの写し（申請日時点で有効であるもの、個人番号は黒塗りすること。） ウ）ア又はイに類するもの		※4

		法人の登記事項証明書の原本		※５
		代表権を持つ役員の氏名及び住所を証する以下のいずれかの書類 ア）住民票の写し イ）個人番号カードの写し（申請日時点で有効であるもの、個人番号は黒塗りすること。） ウ）ア又はイに類するもの		※５
		所得税の納税証明書（直前３年分）		※４
		法人税の納税証明書（直前３年分）		※５
		市税の滞納がないことの証明書（直前３年分）		※６
		事業経歴書	様式第６号	※６
		誓約書	様式第８号	※６
		資金計画書	様式第４号	※７
７	工事施行者の能力に関する書類	法人の登記事項証明書の原本		※８
		建設業許可又は更新を受けたことを証する書面の写し（申請日の時点で有効であるもの）		※９
		工事経歴書	様式第７号	※８
８	現地写真（土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真）			

※１　変更許可申請業務を第三者に委任する場合に添付する必要があります。

※２　工事しようとする区域を変更し、許可を受けた区域に含まれていない土地を新たに含む場合に、その新たに含む土地に限り、添付する必要があります。

※３　工事しようとする区域を変更し、許可を受けた区域に含まれていない土地を新たに含む場合で、その新たに含む土地に対して工事主以外に権利を有する者がいる場合に添付する必要があります。

※４　工事主を変更する場合で､変更後の工事主が個人である場合に添付する必要があります。

※５　工事主を変更する場合で､変更後の工事主が法人である場合に添付する必要があります。

※６　工事主を変更する場合に添付する必要があります。

※７　工事の設計を変更する場合又は工事主を変更する場合に添付する必要があります。

※８　工事施行者を変更する場合に添付する必要があります。

※９　工事施行者を変更する場合に添付する必要があります。ただし、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等において、商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合は、添付不要です。

（２）変更許可申請手数料

変更許可申請時には、条例に基づき下表の手数料を本市に納める必要があります。なお、変更内容が２つ以上の各号に該当するときは、各号に定める額を合算した額が手数料となります。

ただし、以下の①又は②のいずれかに該当する場合は手数料を免除できます。免除を受ける場合は、免除を受けようとする事由を記載した手数料免除申請書を提出してください。

① 公共団体又は公共的団体が行う宅地造成等に関する工事で公益上必要があると市長が認めるもの

② 災害による被災者が自己の居住の用に供する住宅を建築するために行う宅地造成等に関する工事

表 3.11　変更許可申請手数料一覧

	変更内容	手数料の額
１号	宅地造成等に関する工事の計画の変更（２号に掲げる変更のみであるものを除く）	工事の種類の区分及び宅地造成等を行う土地の面積（２号の変更を伴う場合は変更前の土地の面積、土地の面積の縮小を伴う場合は縮小後の土地の面積）の区分に応じ、「表 2.5　新規許可申請手数料一覧」の額に 1/10 を乗じた額
２号	宅地造成等を行う新たな土地の編入に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更	工事の種類の区分及び当該土地の面積の区分に応じた「表 2.5　新規許可申請手数料一覧」の額
３号	その他の変更	10,000 円

（３）変更届

以下の①又は②に該当する場合は、「宅地造成等に関する工事の軽微変更届出書（様式第 11 号)」により市長に変更を届け出る必要があります。

① 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

「氏名若しくは名称」の変更とは、個人の場合は戸籍に記載された氏名の変更をいい、法人の場合は、法人の名称又は代表者の変更をいいます。許可を受けた者を別な者に変更する場合は、変更の許可を受ける必要があります。

② 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

届出対象は、変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）が許可を受けた工事予定期間を超えないものに限ります。変更後の工事予定期間が許可を受けた工事予定期間を超えるものについては、変更の許可を受ける必要があります。

変更届には工程表を添付してください。

（４）変更許可申請書又は変更届の提出先

仙台市　都市整備局　建築宅地部　開発調整課

（５）国又は県等の特例

国、県又は本市が行う土砂の堆積（災害の発生のおそれがないと認められるものを除く）については、本市（都市整備局　建築宅地部　開発調整課）との変更協議が成立したことをもって、土石の堆積の変更許可があったものとみなします。

3.6 完了確認

【法】

（完了検査等）

第 17 条

4　土石の堆積に関する工事について第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5　都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第 12 条第 1 項の許可を受けた者に交付しなければならない。

（完了検査等）

第 36 条

4　土石の堆積に関する工事について第 30 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5　都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第 30 条第 1 項の許可を受けた者に交付しなければならない。

【省令】

（確認の申請期間）

第 42 条　法第 17 条第 4 項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から 4 日以内とする。

（確認の申請期間）

第 72 条　法第 36 条第 4 項の主務省令で定める期間は、第 42 条に規定する期間とする。

許可を受けた土石の堆積について、工事主は、工事完了後（全ての土石の除去し、かつ土石を堆積させるために設置した鋼矢板等の全ての工作物を除去した後）に市長へ完了確認を申請し、確認を受ける必要があります。

工事完了を確認した場合は、工事主に対して確認済証が交付されます。

（1）完了確認申請書の提出期限及び提出先

提出期限　：　工事が完了した日から 4 日以内
（提出期日が休日の場合は翌営業日までとする）

提出先　　：　仙台市　都市整備局　建築宅地部　開発調整課

（2）完了確認申請に必要な書類

表 3.12　完了確認申請書類一覧

番号	完了確認申請書類	様　式
1	土石の堆積に関する工事の確認申請書	様式第 13 号
2	工事写真	

3.7 定期報告等

【法】

（定期の報告）

第 19 条　第 12 条第 1 項の許可(政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。)を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

（定期の報告）

第 38 条　第 30 条第 1 項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

【政令】

（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

第 25 条

2　法第 19 条第 1 項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一　高さが 5 メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 1500 平方メートルを超えるもの

二　前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 3000 平方メートルを超えるもの

（定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第 33 条

2　法第 38 条第 1 項の政令で定める規模の土石の堆積は、第 25 条第 2 項各号に掲げるものとする。

【省令】

（定期の報告の期間）

第 49 条　法第 19 条第 1 項の主務省令で定める期間は、3 月とする

。

（定期の報告の報告事項）

第 50 条　法第 19 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、2 回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

一　工事が施行される土地の所在地

二　工事の許可年月日及び許可番号

三　前回の報告年月日

3　土石の堆積に関する工事について、法第 19 条第 1 項の規定による工事の実施の状況の報告

は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　報告の時点における土石の堆積の高さ
二　報告の時点における土石の堆積の面積
三　報告の時点における堆積されている土石の土量
四　前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

（定期の報告の期間）
第 79 条　法第 38 条第１項の主務省令で定める期間は、第 49 条に規定する期間とする。

（定期の報告の報告事項）
第 80 条　法第 38 条第１項の主務省令で定める事項は、第 50 条第１項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。
３　土石の堆積に関する工事について、法第 38 条第１項の規定による工事の実施の状況の報告は、第 50 条第３項各号に掲げる事項について行うものとする。

【条例】
（定期の報告を要する宅地造成等の規模）
第８条
２　法第 19 条第２項の条例で定める規模の土石の堆積は、政令第４条各号に掲げるもの（同条第一号に掲げるものにあっては、省令第８条第十号イで定める規模のものを除く。）とする。

【市規則】
（工事状況の報告）
第 15 条　工事主、工事施行者又は現場管理者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ当該各号に定める工程に達したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
二　土石の堆積に関する工事　次のイ又はロに掲げる工程
イ　省令第 32 条の措置を講じたとき
ロ　省令第 34 条第１項第一号に掲げる措置を講じたとき

（１）定期報告

許可を受けた土石の堆積について、工事主は、市長に工事の実施状況を報告する必要があります。

本市では、法第 19 条第２項及び法第 38 条第２項の規定により、条例で定期報告を要する土石の堆積の規模を、許可を必要とする規模に引き下げていることから、許可を受けた土石の堆積の全てについて、工事の実施状況を報告する必要があります。

① 定期報告の期間及び報告先
報告期間　：　３か月ごとに報告
報告先　　：　仙台市　都市整備局　建築宅地部　開発調整課

② 報告内容
定期報告には以下の内容を記すこととします。
ア）工事が施行される土地の所在地
イ）工事の許可年月日及び許可番号
ウ）前回の報告年月日（２回目以降の定期報告に限る）
エ）報告の時点における土石の堆積の高さ
オ）報告の時点における土石の堆積の面積
カ）報告の時点における堆積されている土石の土量

キ）前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

③ 定期報告で提出する書類

表 3.13　定期報告書類一覧

番号	定　期　報　告　書　類	様式
1	土石の堆積に関する工事の定期報告書	様式第 17 号
2	報告時点の工事状況を示す写真	

（2）工程に応じた段階報告

本市では、法で定められた前項の報告のほか、市規則で工程に応じた段階報告を求めており、工事主は、以下のとおり市長に報告する必要があります。

① 報告の時期及び報告先

報告時期　：　②の工程に達した日から 7 日以内
（報告期日が休日の場合は翌営業日までとする）

報告先　　：　仙台市　都市整備局　建築宅地部　開発調整課

② 報告する工程

ア） 省令第 32 条の措置を講じたとき（地盤の勾配が 10 分の 1 を超える場合の措置として、土石を堆積させる面の構造物の設置又はその他の措置が完了したとき）

イ）省令第 34 条第 1 項第一号に掲げる措置を講じたとき（空地の確保に代えて鋼矢板等を設置する場合において、鋼矢板等の設置を完了したとき）

③ 段階報告で提出する書類

表 3.14　段階報告書類一覧

番号	段　階　報　告　書　類	様式
1	宅地造成等に関する工事の段階報告書	様式第 18 号
2	「② 報告する工程」に関する工事写真	

3.8　工事の着手及び中止等の届出

【条例】

（工事着手の届出）

第４条　法第 12 条第１項の許可を受けた宅地造成等に関する工事（法第 15 条第１項の規定により当該許可があったものとみなされたものを含む。次条第１項において同じ。）又は法第 30 条第１項の許可を受けた特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事（法第 34 条第１項の規定により当該許可があったものとみなされたものを含む。次条第１項において同じ。）の工事主は、これらの工事に着手したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事計画の中止等の届出）

第５条　法第 12 条第１項の許可を受けた宅地造成等に関する工事又は法第 30 条第１項の許可を受けた特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の工事主は、これらの工事を中止し、再開し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

２　法第 15 条第２項の規定により法第 12 条第１項の許可を受けたものとみなされた宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は法第 34 条第２項の規定により法第 30 条第１項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事の工事主は、これらの工事を中止し、又は再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

【市規則】

（工事着手の届出）

第 10 条　条例第４条の規定による届出は、宅地造成等に関する工事の着手届出書を市長に提出することにより行うものとする。

２　前項の宅地造成等に関する工事の着手届出書には、条例第４条の工事の工程表を添付しなければならない。

（工事計画の中止等の届出）

第 11 条　条例第５条第１項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を市長に提出することにより行うものとする。

一　条例第５条第１項の工事を中止する場合　宅地造成等に関する工事の中止届出書

二　条例第５条第１項の工事を再開する場合　宅地造成等に関する工事の再開届出書

三　条例第５条第１項の工事を廃止する場合　宅地造成等に関する工事の廃止届出書

２　条例第５条第２項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を市長に提出することにより行うものとする。

一　条例第５条第２項の工事を中止する場合　前項第一号に定める書類

二　条例第５条第２項の工事を再開する場合　前項第二号に定める書類

（1）着手及び中止等の届出一覧

表 3.15　着手及び中止等の届出一覧

種別	対象工事等	届出期限	届出に必要な書類
着手	許可を受けた土石の堆積に関する工事に着手した場合	着手した日から 14 日以内	・宅地造成等に関する工事の着手届出書（様式第 19 号） ・工程表
中止	許可を受けた土石の堆積に関する工事に着手した後、概ね１か	中止した日から 14 日以内	・宅地造成等に関する工事の中止届出書（様式第 20 号） ・中止理由、「（３）中止にあたっての留意事

	月以上中止する場合		項」の実施状況及び緊急時の連絡体制を記した書類 ・中止時点における土石の堆積状況及び「（３）中止にあたっての留意事項」の実施状況を明らかにする写真
再開	中止した工事を再開した場合	再開した日から14日以内	・宅地造成等に関する工事の再開届出書（様式第21号） ・工程表
廃止	許可を受けた土石の堆積に関する工事を廃止する場合	廃止する日の14日前	・宅地造成等に関する工事の廃止届出書（様式第22号） ・廃止理由及び「（４）廃止にあたっての留意事項」の実施状況を記した書類 ・「（４）廃止にあたっての留意事項」の実施状況を明らかにする写真

（２）届出書の提出先

仙台市　都市整備局　建築宅地部　開発調整課

（３）中止にあたっての留意事項

中止期間中における災害及び事故の防止を図るため、原則として以下の措置を講じてください。

① 堆積した土石の崩壊やそれに伴う土石の流出を防止するため、許可された計画に基づき、空地の確保、鋼矢板等の設置又は安定勾配による整形及び堆積した土石への地表水の侵入防止措置等を実施してください。

② 土石を堆積する土地及びその周囲の状況を巡視により定期的に把握し、異状が認められる場合は、速やかに対策を講じてください。

（４）廃止にあたっての留意事項

廃止後における災害及び事故の防止を図るため、原則として以下の措置を講じてください。

① 全ての堆積した土石を除去してください。

② 土石を堆積させるために設置した鋼矢板等の全ての工作物を除去してください。

③ 廃止したことを周辺の住民に周知してください。周知の方法及び範囲は土石の堆積の工事の許可を受けた際の取扱いに準じます。

3.9　区域指定時における工事の届出

【法】

（工事等の届出）

第 21 条　宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があった日から 21 日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

（工事等の届出）

第 40 条　特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があった日から 21 日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域が指定された際に規制区域内で行われている土石の堆積に関する工事（「（２）届出を要しない土石の堆積」に該当するものを除く）について、工事主は市長に届け出る必要があります。

（１）届出書の提出期間及び提出先

提出期間　：　規制区域の指定があった日から 21 日以内

提出先　　：　仙台市　都市整備局　建築宅地部　開発調整課

（２）届出を要しない土石の堆積

規制区域が指定された際に規制区域内で行われている土石の堆積のうち、以下にいずれかに該当する土石の堆積については、届出不要です。

① 公共施設用地において土石を堆積する行為

② 試験、検査等のための試料の堆積

③ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積

④ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積（主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等について、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合を除く）

（３）届出に必要な書類

届出にあたっては、以下の書類を作成し、１部提出してください。

届出に係る図面は、原則としてＡ３判（Ａ４Ｚ折り）で作成し、図面以外の書類はＡ４判で作成してください。

表 3.16　区域指定時における土石の堆積の届出書類一覧（図面以外の書類）

番号	届　出　書　類	様　式	備考
1	土石の堆積に関する工事の届出書	様式第 26 号	
2	工事主の委任状		※
3	現地写真（土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真）		

※　届出業務を第三者に委任する場合に添付する必要があります。

表 3.17　区域指定時における土石の堆積の届出書類一覧（図面）

番号	図面の種類	明示すべき事項	縮　尺	備　考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図 （現況平面図） （土地の求積図）	・方位及び土地の境界線 ・現況地盤高 ・土石を堆積しようとする土地の区域堺（赤線で明示）	1/2,500 以上	等高線は２ｍの標高差を示すこと
3	土地の平面図 （工事計画平面図） （土石を堆積する場所の求積図）	・方位及び土地の境界線 ・土石を堆積しようとする土地の区域堺（赤線で明示） ・堆積する土石の規模（薄朱色で着色） ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容（土石を堆積しようとする地盤の勾配が 10 分の１を超える場合に限る）	1/2,500 以上	
4	土地の断面図 （工事計画断面図）	・土石を堆積しようとする前後の地盤面及び地盤高 ・堆積する土石の規模（薄朱色で着色）	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること

（4）規制区域の指定前に着手している土石の堆積に関する許可等

規制区域の指定前に着手している土石の堆積について、法第 12 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項に基づく許可若しくは法第 27 条に基づく届出は、原則として不要です。

ただし、規制区域の指定後に土石の堆積に関する計画を変更したことで土石を堆積する高さ又は土地の面積が増加し、増加部分が法第 12 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項に基づく許可若しくは法第 27 条に基づく届出を必要とする規模に該当する場合は、増加部分を対象とする許可又は届出が必要です。

表 3.18　区域指定日をまたぐ工事の対応（1）

旧法の規制区域	パターン	旧法許可又は開発許可の取得状況	区域指定日の工事着手状況※1	適　用	必要手続き
内	①	なし	済	―	届出※3
	②	区域指定日に旧法許可又は開発許可あり	未/済	旧法	―
	③	区域指定日に旧法許可申請中で許可前	未	新法	許可申請
	④	区域指定日以降に開発許可取得	未	新法※2	―
外	⑤	なし	済	―	届出※3
	⑥	区域指定日に開発許可あり	済	―	届出※3
	⑦		未	新法	許可申請
	⑧	区域指定日以降に開発許可取得	未	新法※2	―

※1　工事着手とは、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更や土石の堆積を行うことを指します。

※2　盛土規制法の許可を受けたものとみなし、中間検査や定期報告、現場での標識掲出、完了後の保全義務等の対象になります。

※3　盛土規制法施行令第３条又は第４条に規定する宅地造成等に関する工事に限り、区域指定日から 21 日以内に法第 21 条第 1 項又は法第 40 条第 1 項に基づく当該工事についての届出が必要です。

表 3.19　区域指定日をまたぐ工事の対応（２）

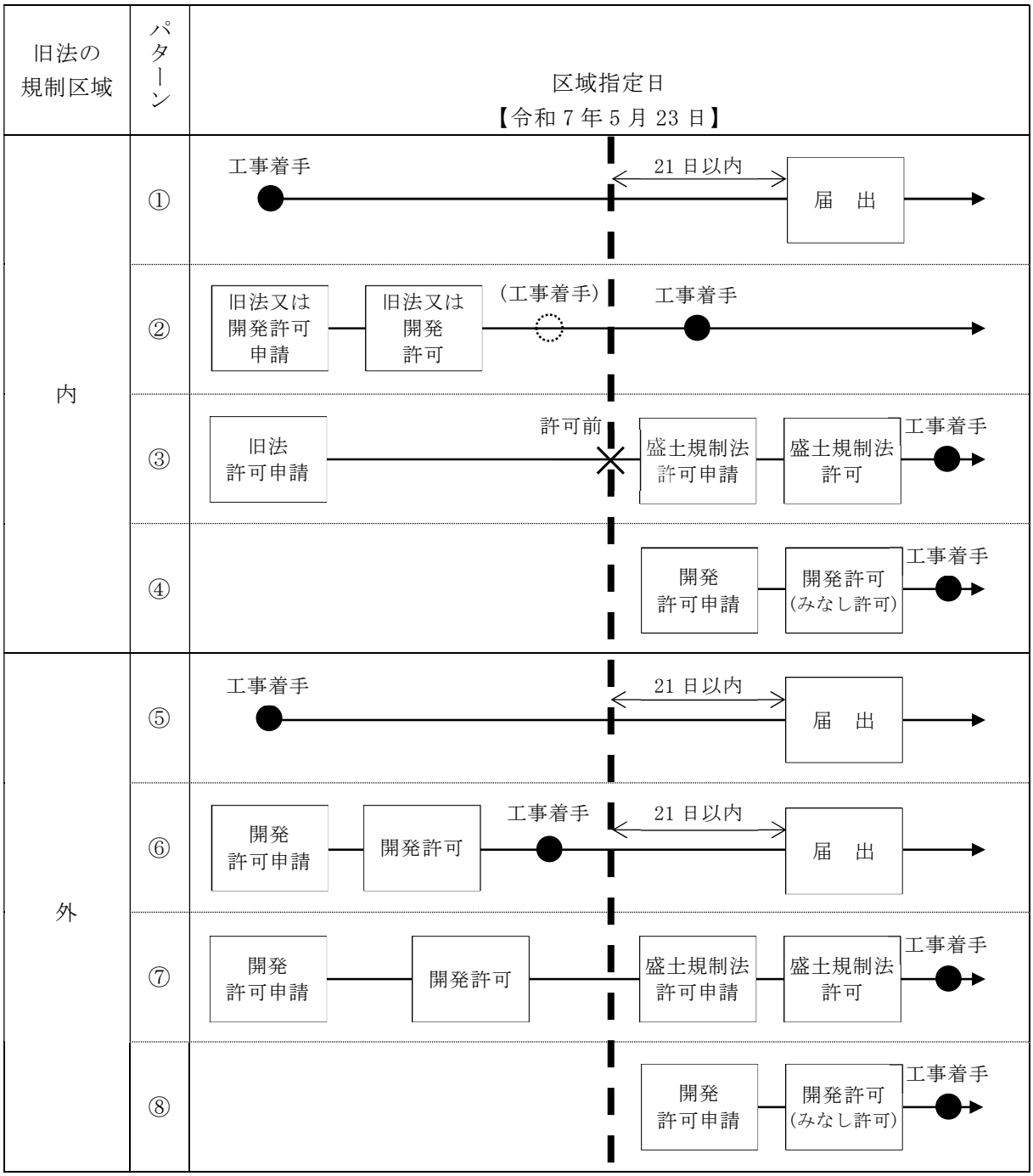

3.10　標識の掲示

【法】

（標識の掲示）

第 49 条　第 12 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の許可を受けた工事主又は第 27 条第 1 項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

土石の堆積の許可を受けた工事主若しく届出をした工事主は、許可又は届出に係る土地の見やすい場所に下図の標識を掲げてください。

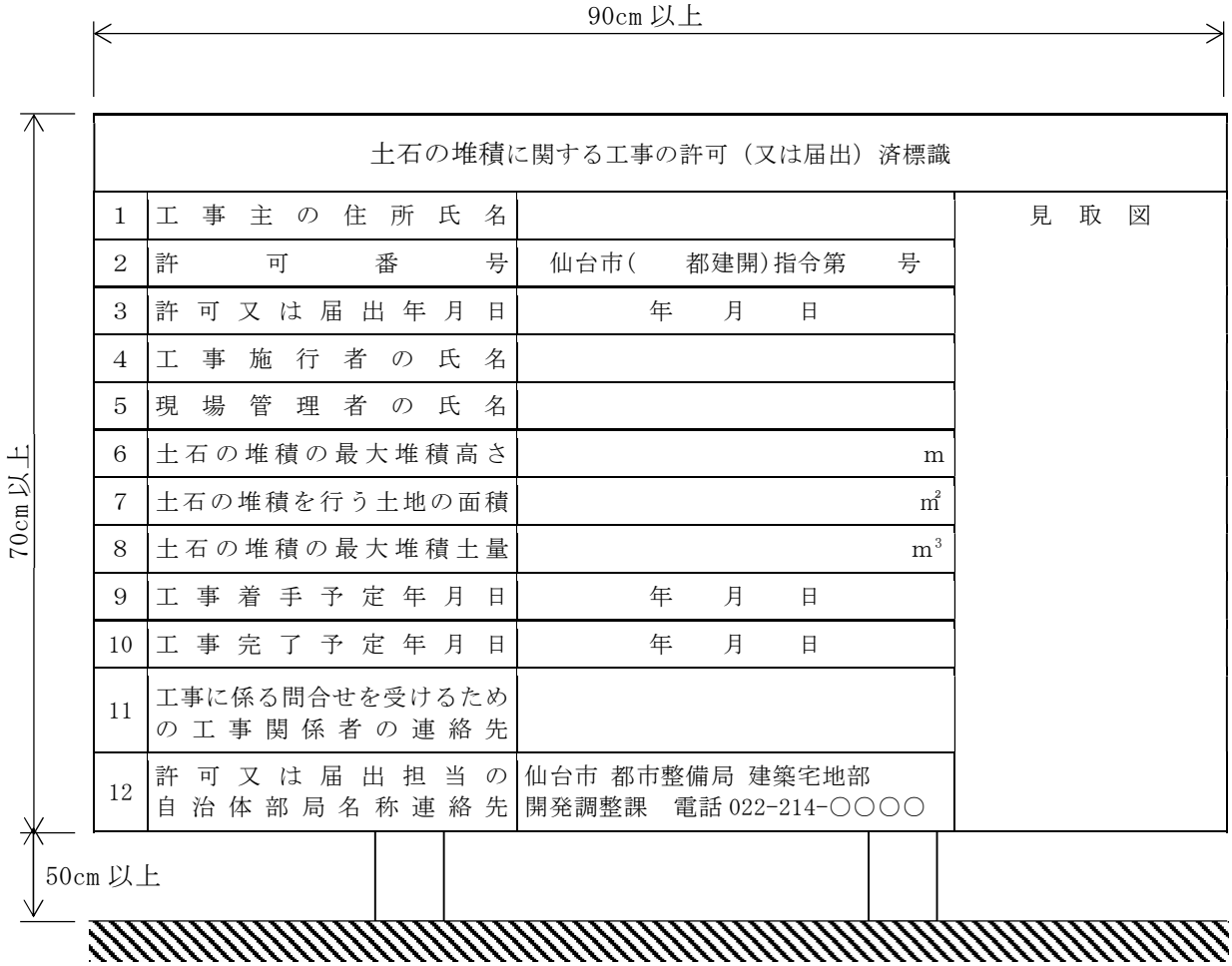

土石の堆積に関する工事の許可（又は届出）済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	仙台市(　都建開)指令第　号	
3	許可又は届出年月日	年　月　日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	m	
7	土石の堆積を行う土地の面積	m^2	
8	土石の堆積の最大堆積土量	m^3	
9	工事着手予定年月日	年　月　日	
10	工事完了予定年月日	年　月　日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の自治体部局名称連絡先	仙台市 都市整備局 建築宅地部 開発調整課　電話 022-214-○○○○	

図 3.9　土石の堆積に関する工事の標識（省令別記様式第 24）

［注意］

1　1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。